商法予備令７－２０　肢ア

第１．肢の結論

正しい

第２．公開会社の株主総会の収集通知の期間

１．問題の所在

公開会社において，株主総会の招集の期間を１０日とする旨，定款で定めることができるか。公開会社の株主総会の収集通知の期間の取扱いが問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

公開会社においては，定款で１０日と定めることはできない。１４日前までに通知を発する必要がある（２９９条１項)。よって，できないとする肢は正しい。

（２）理由

まず，公開会社においては，総会の招集手続は，１４日前に発する必要がある。

これは，公開会社の場合，所有と経営の分離が進んでいる。株主が適正に議決権を行使できるには，一定の期間が必要と考えられるからである。

もっとも，迅速に意思決定が欲しい場合もある。そこで，定款の定めて，法定の期間を短く定められないかという問題意識があるが，非公開会社のようにできない（２９９条１項かっこ書)。理由は以下の通りである。

確かに，定款自治に従えば，迅速な意思決定ができるように，短くすることも許容しても良いとも思える。しかし，所有と経営の分離が進んでいる公開会社の場合，少数株主にも機会を十分与える必要がある。そうしないと，結果的に，遊休資本が集まりづらくなる。

そこで，多数派による濫用を防止するべく，法定期間を定款で短くできない。

なお，非公開会社ができるのは，所有と経営の分離が，まだ限定的である。そのため，期間が，短くても株主は監督権を適正に行使し得る。非公開会社の株主は，公開会社の株主よりも，多くの判断材料を持っていることが想定される。

そこで，法は，迅速性を優先させ，定款自治を認めて，柔軟な総会の運営を許容している。

以上